

水戸市 屋外広告物 条例のてびき

公布日 平成22年 3月24日
施行日 平成22年 7月 1日

屋外広告物とは

常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物を利用した広告物などを言い、文字ばかりでなく会社のシンボルマークなど絵画的なものも含まれます。

水戸市都市計画部都市計画課

水戸市屋外広告物条例の概要

水戸市では、良好な景観の形成や風致の維持と公衆への危害を防止するため、特定の地域や物件に屋外広告物を表示することを禁止したり、あるいは許可を受けなければ表示できないこととするなど、条例により一定のルールを決めています。

【屋外広告物の表示等のあり方】（条例第3条）

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものとし、かつ、地域の環境との調和に配慮したものとしなければならない。

- 禁止地域 広告物を表示してはいけない地域
- 禁止物件 広告物を表示してはいけない物件
- 許可地域 広告物を表示するのに許可が必要な地域
- 禁止広告物 どんな場所にも表示・設置ができない広告物

このように、屋外広告物を表示するにはさまざまな制約がありますが、個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で最小限必要なものについては、禁止地域、許可地域あるいは禁止物件に関する規制が緩和されます。（「禁止地域でも表示できる広告物」の項参照）

各地域区分における規制の内容をまとめると以下の表のようになります。各地域区分ごとに、「表示不可」、「許可を得ることにより表示可」及び「許可なくして表示可」に大きく分けられます。

地 域 区 分		禁止広告物	禁止物件	自家広告物（総表示面積）					一般広告物	その他の適用除外		
				5㎡以下	10㎡以下	15㎡以下	100㎡以下	150㎡以下			150㎡超	
禁止地域	第1種	表示不可			※1		表示不可		表示可			
	第2種											
許可地域	第1種				表示可						表示可 (許可要)	※個別の基準あり
	第2種											
	第3種											

※1 第1種禁止地域の建物規模別基準

建築物の延床面積	1000㎡以下	1000㎡を超え3000㎡以下	3000㎡を超え6000㎡以下	6000㎡超
広告物の表示面積	15㎡以下	30㎡以下	60㎡以下	90㎡以下

広告主・屋外広告業者等の「責務」－ 広告主、屋外広告業者等の責務を定めています。

広告主・屋外広告業者	条例に適合するよう屋外広告物を表示し、及び掲出物件を設置し、並びにこれらを適正に管理するとともに、水戸市が実施する施策に協力するよう努める。
屋外広告を表示する土地等の所有者	屋外広告物が条例に適合するよう努める。
市 民	市が実施する施策に協力するよう努める。

このほか、条例では屋外広告物を表示する者の義務や違反屋外広告物に対する措置などを定めています。

禁止地域

次のような地域・場所では、原則として屋外広告物を表示することはできません。(条例第5条)

【第1種禁止地域】

- 第一種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地地区、都市公園の区域
- 国指定の文化財のうち建造物及びその周囲100m以内の区域
- 県及び市指定の文化財のうち建造物及びその周囲100m以内の区域
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所、社寺、教会及び火葬場の建造物並びにこれらの敷地
- その他

【第2種禁止地域】

- 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- 道路及び鉄道から展望できる地域のうち、市長が指定する地域

路線	禁止区域
(1) 常磐自動車道 北関東自動車道 東水戸道路	敷地境界から 500m以内
(2) 国道全線	敷地境界から 50m以内
(3) 上記以外の道路	敷地境界から 5m以内
(4) 鉄道の全線	敷地境界から 100m以内

(注意)

- 1 (2)、(3)、(4)の沿線においては、電柱、街灯柱、消火栓標識、バス標識には許可を受けて表示することができます。
- 2 (2)、(3)、(4)の沿線のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の場合は、許可地域となります。



許可地域（禁止地域以外の地域）

次の地域で屋外広告物を表示するには、市長の許可が必要です。(条例第5条)

- 【第1種許可地域】 第一種住居地域、第二種住居地域
- 【第2種許可地域】 第1種許可地域及び第3種許可地域以外の地域
- 【第3種許可地域】 近隣商業地域、商業地域

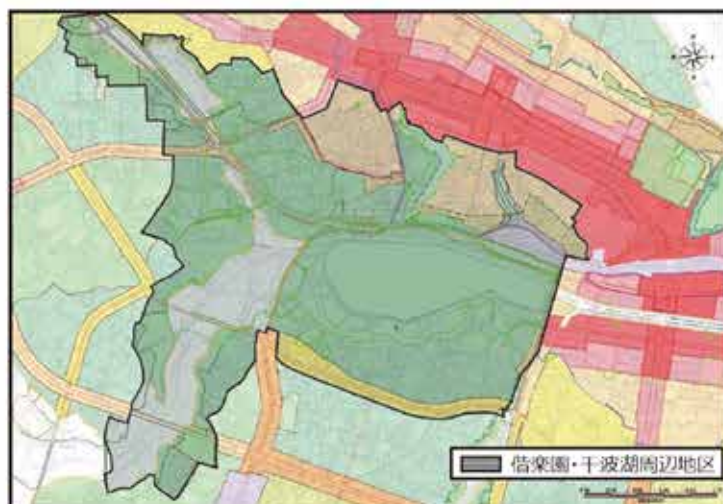
※第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域は都市計画法に定められた用途地域です。

屋外広告物特別規制地区

弘道館や偕楽園等の水戸を代表する魅力ある眺望景観の保全を図るため、次の区域を、屋外広告物特別規制地区に指定しています。これらの地区については、高い位置に設置が可能となる屋上利用広告物などを規制することにより、良好な眺望景観を保全することを目指します。(条例第6条)

【偕楽園・千波湖周辺地区】

※詳細については都市計画課備付けの図面で確認してください。



【弘道館・水戸城跡周辺地区】

※詳細については都市計画課備付けの図面で確認してください。



【規制内容】

これらの地区では、次の屋外広告物は表示できません。

- アドバルーン
- 屋上利用広告物
- 電光装置等を用いる屋外広告物（電光ニュース・ビジュアルボードなど）

また、次の基準を満たす必要があります。

- 表示面積の1/4を超えて彩度8を超える色彩を使用しないこと
- 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと
- ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用しないこと

広告景観整備地区

良好な景観を形成するため、屋外広告物の表示をその周辺の環境と調和させることが特に必要と認められる地域を広告景観整備地区として指定することができます。(条例第7条)

屋外広告物の面積や色彩・意匠などについて、地域の特性を踏まえた方針や基準を住民のみなさまと一緒に定め、秩序ある屋外広告物の表示を誘導することにより、より地域の特性を生かした魅力あるまち並み景観の形成を図ります。

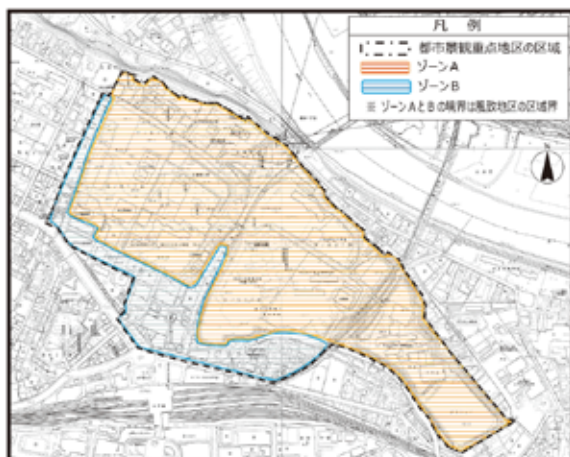
都市景観重点地区（水戸市都市景観条例）

地区の特色を生かした優れた都市景観づくりを進めるために、「水戸市都市景観条例」に基づき都市景観重点地区として「弘道館・水戸城跡周辺地区」「備前堀沿道地区」の2つの地区を指定しています。

この地区では『都市景観基準』を定め、建築行為等について届出により基準に基づいた景観誘導を進め、景観に配慮したまちづくりを行っています。

この地区において屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談ください。

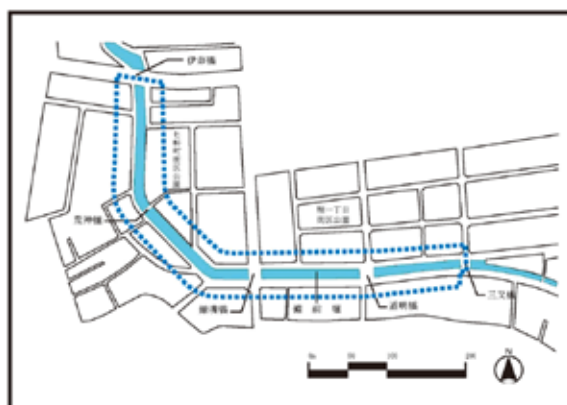
【弘道館・水戸城跡周辺地区】



都市景観基準

- 周辺景観と調和した形態・意匠、色彩とする。
- 設置場所は、周辺の歴史的建造物等への眺めを遮らない場所とする。
- 建築物に表示又は設置する場合は、低層部とする。ただし、施設名等や懸垂装置のある広告幕は除く。
- 窓をふさがない。
- 一敷地又は一建築物に複数の事業所等の広告物を表示又は設置する場合は、集合化や形状の統一化等により整序する。
- 照明は、建築物の例による。(ゾーンにより異なる。)

【備前堀沿道地区】



都市景観基準

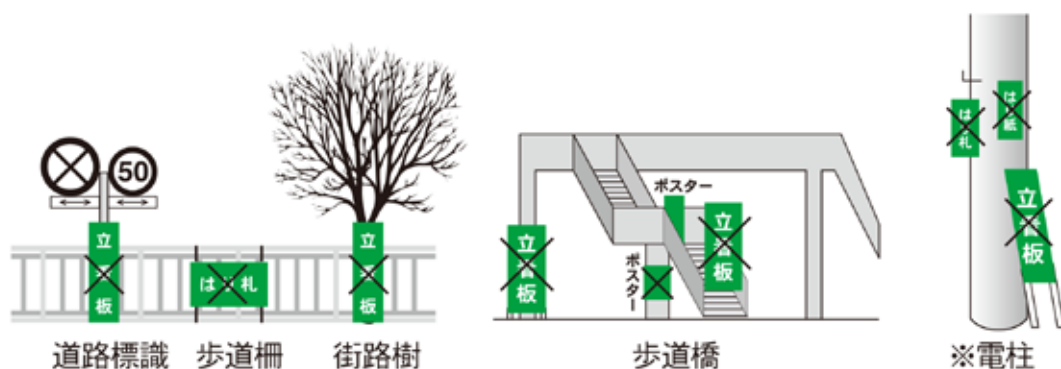
- 自己利用（自家広告物）以外の広告物は、設置しないように努める。
- 点滅するネオンサインは、設置しないように努める。
- 窓面を利用した広告や、貼り紙、立て看板などの広告は行わないよう努める。
- 袖看板の突き出し幅は道路境界を越えないようにし、本体の建築物の高さを超えないものとする。
- 周辺の環境との調和に配慮する。

※詳細については水戸市のホームページをご覧になるか、都市計画課へお問い合わせください。

禁止物件等

次のような物件には、原則として屋外広告物を表示することはできません。(条例第10条)

- 街路樹、信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラー
- 橋、トンネル、歩道橋、道路の分離帯
- 郵便ポスト、電話ボックス
- 道路の路面
- その他

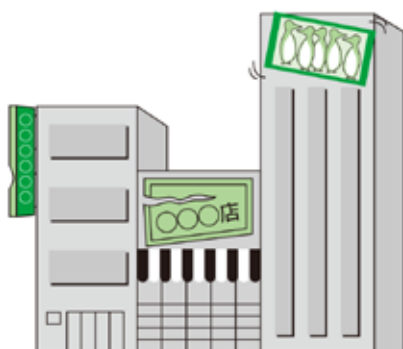


※ 電柱などにも、はり紙、はり札、広告旗、立看板などを表示してはいけません。

禁止屋外広告物等

次に掲げる屋外広告物等は、どんな場所にも表示・設置することはできません。(条例第11条)

- 著しく汚れたり、色があせたり、塗料等のはがれたもの
- 著しく破損したり、老朽化したもの
- 倒壊したり、落下するおそれのあるもの
- 信号機や道路標識等に似たもの、またはその効用を妨げるおそれのあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止地域等でも表示できる広告物

禁止地域や禁止物件でも次のような屋外広告物は表示できます。

また、表示面積により手続きが不要となる場合もあります。(条例第5条、第8条)

○ 自家広告物等

(自己の事業所、営業所、住宅やその敷地に、自己の氏名、店名、事業内容などを表示するもの。)

	手続き不要で表示できるもの	許可を受けて表示できるもの
第1種禁止地域	許可基準に適合し、かつ表示面積の合計が5㎡以下	許可基準に適合し、かつ表示面積の合計が5㎡を超えて15㎡まで ※建物規模別の基準あり
第2種禁止地域		許可基準に適合し、かつ表示面積の合計が5㎡を超えて100㎡まで
第1種許可地域	許可基準に適合し、かつ表示面積の合計が10㎡以下	許可基準に適合し、かつ表示面積の合計が10㎡を超えて150㎡まで
第2種許可地域		許可基準に適合し、かつ表示面積の合計が10㎡を超えるもの
第3種許可地域		

○ その他

屋外広告物の種類	禁止地域	禁止物件	許可地域	許可の要否	基準など
法令の規定により表示するもの	○	○	○	否	
国・地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	否	
政治活動や選挙運動のために表示するもの	○	○※	○	否	
自己の土地又は物件の管理に関する事項を表示するもの	○	○※	○	否	1㎡以下
寄贈者名等を表示するもの	○	○※	○	否	1物件1個、表示面積は物件平面積の1/20以下で0.5㎡以下(物件面積が5㎡未満の場合は、物件平面積の1/4以下で0.25㎡以下)、蛍光・発光等を伴う材料は使用不可
冠婚葬祭や年中行事等のために一時的に表示するもの	○	○※	○	否	7日以内
工事現場の板塀等に表示するもの	○	×	○	否	営利目的以外
講演会・展覧会・音楽会等のためにその会場の敷地内に表示するもの	○	×	○	否	
自動車に表示するもの	○	/	○	否	15㎡以下
人、動物、車両(自動車を除く。)、船舶、航空機等に表示するもの	○	/	○	否	
国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの	○	/	○	否	
町内会、自治会などの団体が地域の安全、その他地域社会の公益に資する目的として表示するもの	○	×	○	否	1面5㎡以下、高さ5㎡以下 蛍光・発光等を伴う材料は使用不可 ネオン、点滅、回転灯等は使用不可
案内誘導広告	○	×	/	要	※「許可基準」の項参照(p.11)
近隣店舗等案内広告	○	×	/	要	※「許可基準」の項参照(p.11)

○：表示できるもの ×：表示できないもの

※：道路の路面を除く。

許可基準

屋外広告物の種類に応じて次のような許可基準が定められています。許可地域において屋外広告物を表示する場合は、この基準に適合しなければなりません。(条例第8条、第12条、第13条)

表示及び設置の基準

(1) はり紙

(2) はり札等

種 類	規 格
はり紙	1㎡以下
はり札等	0.3㎡以下

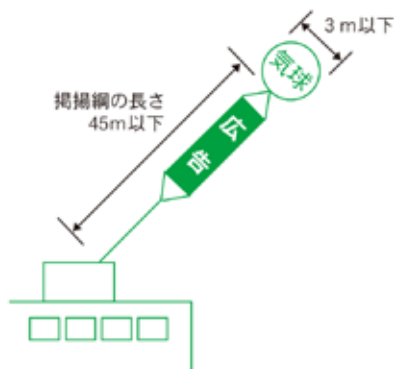
(3) 広告旗



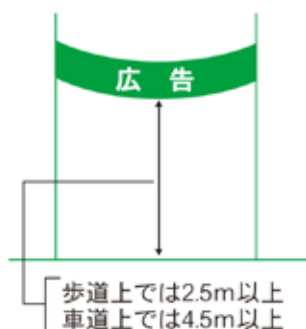
(4) 立看板等

表示方法	規 格
樹木や工作物に立て掛けるもの	1㎡以下
独立して立てるもの	1面の表示面積が4㎡以下 表示面積の合計が8㎡以下

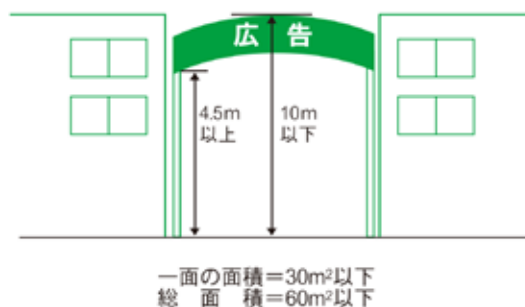
(5) アドバルーン



(6) 横断幕

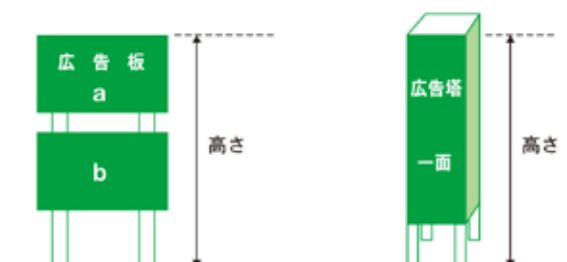


(7) アーチ



(8) 野立広告物

ア 規模（大きさ、高さ、色彩）



一面の表示面積 = a + b

※照明装置等も高さに含まれます。

野立広告物の許可基準

地域区分		一面の表示面積	一広告物の総表示面積	地上から上端までの高さ	彩度12を超える色彩の部分の面積
禁止地域	第1種		15㎡以下	10m以下	表示面積の1/4以下
	第2種	30㎡以下	100㎡以下	12m以下	表示面積の1/4以下
許可地域	第1種	30㎡以下	120㎡以下	12m以下	表示面積の1/4以下
	第2種	30㎡以下	120㎡以下	15m以下	

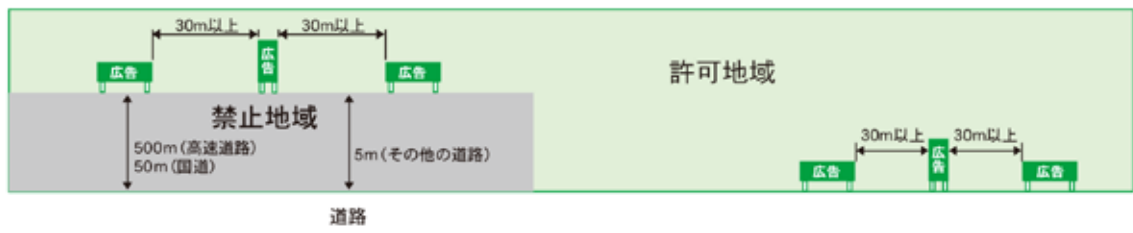
※自家広告物以外の屋外広告物等にあつては、見やすい場所に管理者の氏名及び連絡先を明示すること。

※彩度：マンセル値の色の鮮やかさを表します。マンセル値は、日本産業規格で定める色彩表のシステムで、色相(色味)、明度(明暗)、彩度の3属性からなります。

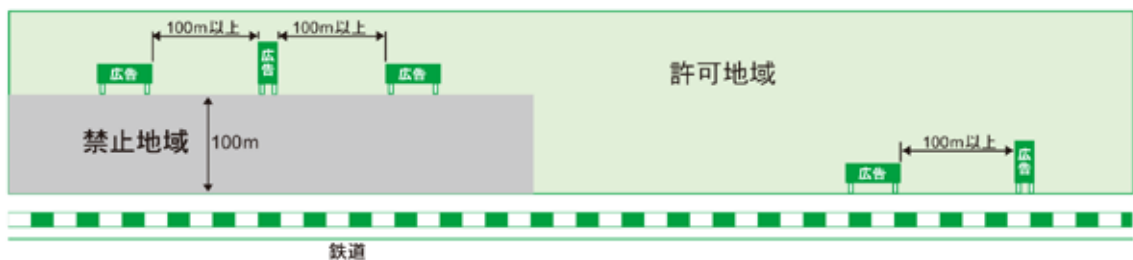
※電光装置等を使用する場合は、その使用する部分の面積が2㎡以下であること。(ただし、第3種許可地域を除く。)

イ 設置場所及び設置間隔（自家広告物を除く）

1. 道路沿道に設置する場合



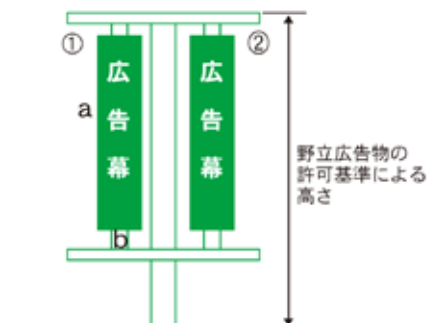
2. 鉄道沿線に設置する場合



ウ 広告幕の場合

広告幕を表示する場合、野立広告物の許可基準に加え、以下の基準があります。

（広告幕のみを表示する場合）



- ・ 3枚以下であること。
- ・ 自家広告物であること。
- ・ 一面の面積（①+②）が 30m^2 以下で、かつ総表示面積が 120m^2 以下であること。
- ・ 長さ(a)が 10m 以下で、かつ幅(b)が 1m 以下であること。

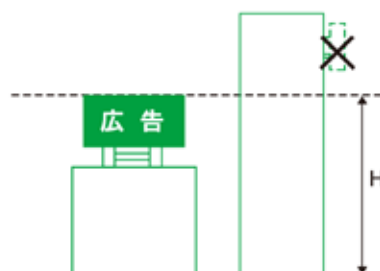
（広告板等と併せて表示する場合）



- ・ 3枚以下であること。
- ・ 自家広告物であること。
- ・ 一面の面積（①+②+③）が 30m^2 以下で、かつ総表示面積が 120m^2 以下であること。
- ・ 長さ(a)が 10m 以下で、かつ幅(b)が 1m 以下であること。

（9）建築物等利用広告物

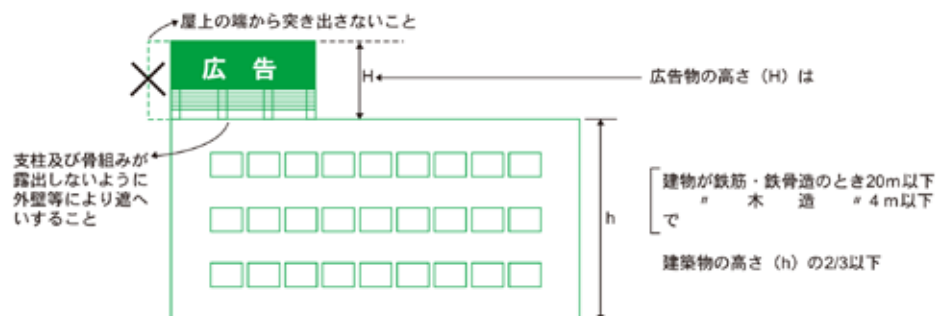
【高さの規制】



壁面利用広告を除く建築物等利用広告物の
高さ（H）の限度は 31m 以下
（ただし、第3種許可地域の場合は 51m 以下）

【屋上利用広告】（屋外広告物特別規制地区には設置できません）

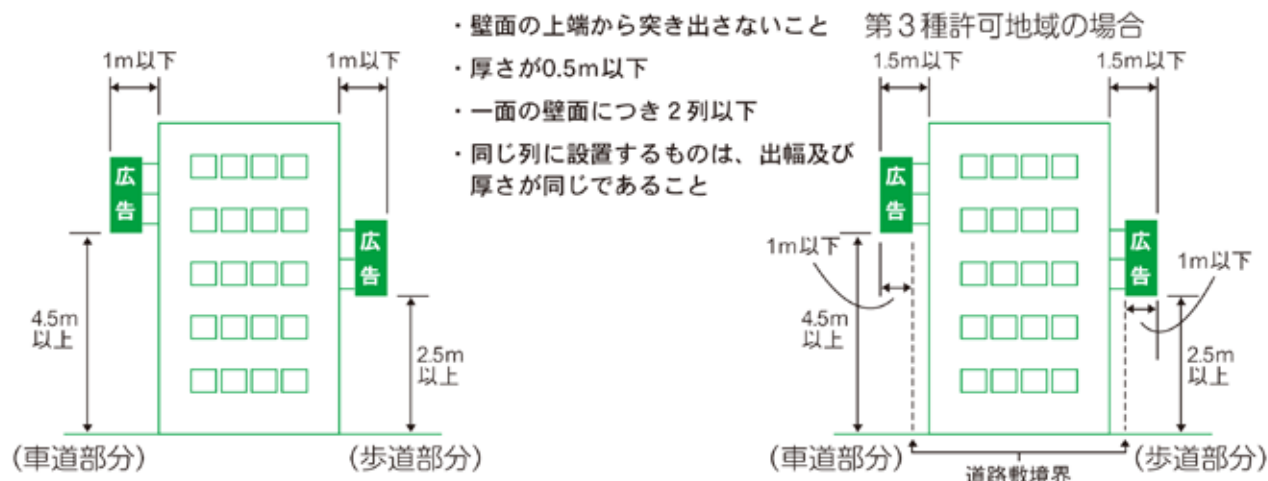
イ 屋上利用広告の高さ



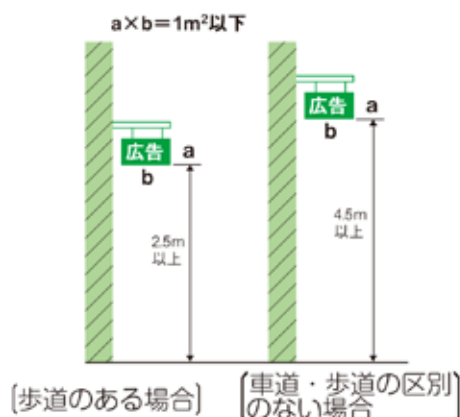
【壁面利用広告（屋根面に表示する屋外広告物も含む）】



【突出広告】

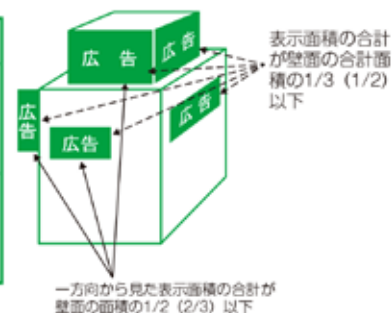


【つり下げ看板】



＜建築物等利用広告物に共通する基準（表示面積）＞

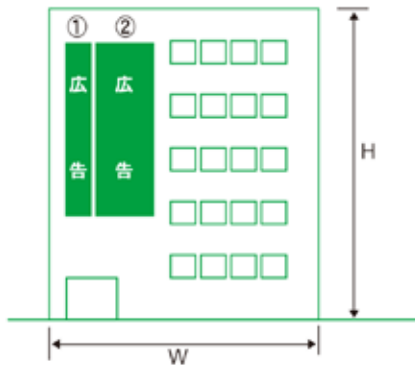
区分	第3種許可地域以外の場合	第3種許可地域の場合
合計面積の上限	表示面積の合計が、壁面の合計面積の1/3以下	表示面積の合計が、壁面の合計面積の1/2以下
一面の表示面積の上限	一方向から見た表示面積の合計が、壁面の面積の1/2以下	一方向から見た表示面積の合計が、壁面の面積の2/3以下



※電光装置等を使用する場合は、その使用する部分の面積が2㎡以下であること。（ただし、第3種許可地域を除く。）

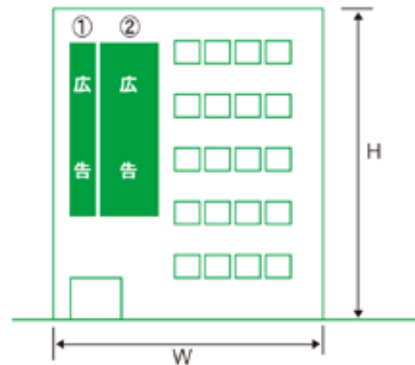
【広告幕】

第1種・第2種許可地域の場合



- ・面積（①+②）が 50m^2 以下で建築物の鉛直投影面積（ $H \times W$ ）の $1/5$ 以下。
- ・窓、その他開口部をふさがないこと。
- ・壁面の外郭線から突き出さないこと。

第3種許可地域の場合



- ・面積（①+②）が 100m^2 以下で建築物の鉛直投影面積（ $H \times W$ ）の $1/5$ 以下。
- ・壁面の外郭線から突き出さないこと。

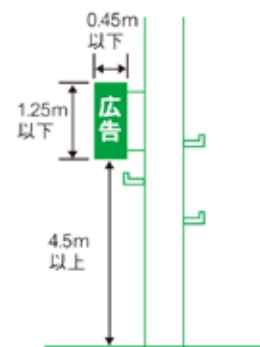
(10) 自動車利用広告



- ・窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

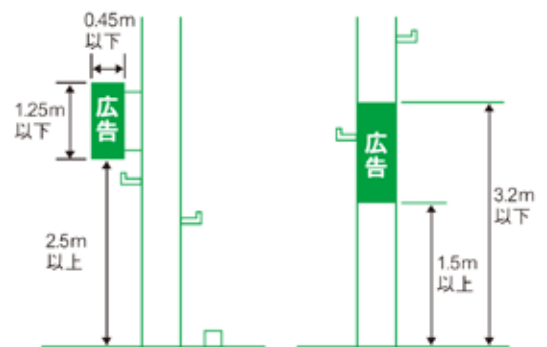
(11) 電柱及び街灯柱を利用するもの

(1) 電柱袖付広告



(車道部分)

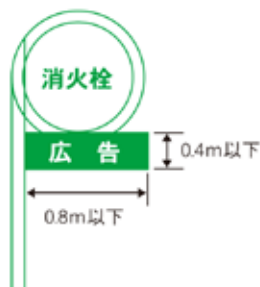
(2) 電柱巻立広告・塗装広告



(歩道)

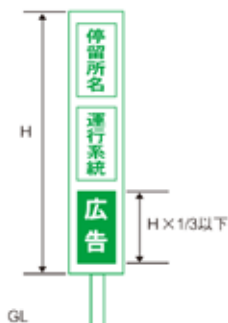
- ・蛍光、発光若しくは反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- ・案内誘導広告であること。

(12) 消火栓標識広告



- ・案内誘導広告であること。
- ・突出方向が標識板と同一方向であること。
- ・一の消火栓の標識につき1ヶ所であること。

(13) バス停留所標識広告



- ・案内誘導広告であること。
- ・表示面積が停留所表示板の表示面の $1/3$ 以下であること。

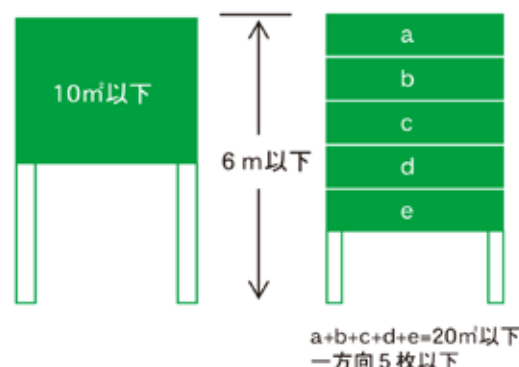
(14) 案内又は誘導のための屋外広告物【第2種禁止地域のみ】

案内誘導広告板

国道全線（市街化調整区域の区間）の沿道においては次の基準を満たす野立ての屋外広告物（広告板に限る。）を表示することができます。

【許可基準】

- 1枚の表示面積は10㎡以下
- 一方向から見た表示面積の合計は20㎡以下
- 一方向に設置できる枚数は5枚以下
- 表示方向は2方向以下
- 地上から上端までの高さは6m以下
- 1つの事業所等につき、5枚以下
- 1つの事業所等につき、1つの掲出物件ごとの枚数は、2枚までとし、同一の方向に向けて並べて設置しないこと。
- 表示面積の1/4を超えて彩度10を超える色彩を使用しないこと。
- 蛍光・発光又は反射を伴う塗料・材料は使用しないこと。
- ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用しないこと。
- 電光装置等を使用しないこと。
- 他の案内又は誘導のための広告板との距離は、道路沿線では30m以上、鉄道沿線では100m以上とすること。
- 表示内容は名称、方向、距離など案内誘導のための必要最低限とし、案内誘導以外の屋外広告物と併せて設置しないこと。



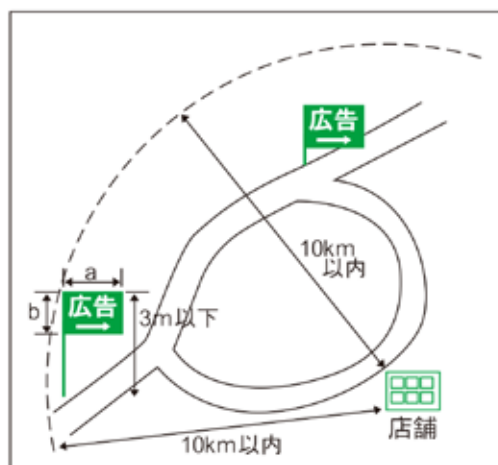
【注意事項】

案内誘導広告板は、店舗や事務所などへの案内誘導のための屋外広告物であることから、板面1枚に占めるそれぞれの内容の割合については、概ね次のとおりとします。

- 案内の部分（矢印、道案内など）・・・表示面積の1/4以上
- 営業の部分（屋号、住所、電話番号、ホームページアドレスなどを除く）・・・表示面積の1/5以下

近隣店舗等案内広告

国道沿道以外の場所で、事業所等が主要な道路に面していない等、その設置がやむを得ないと認められる場合には、名称、方向、距離等案内誘導のため必要最小限の事項を表示する野立ての屋外広告物（広告板に限る。）を設置できます。



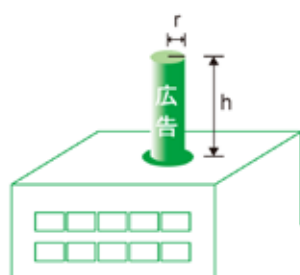
【許可基準】

- 当該屋外広告物を表示又は設置しようとする場所から10km以内の場所に存する事業所や店舗の案内誘導のためであること。
- 面積 $a \times b = 2\text{㎡以下}$
- 地上から上端までの高さは3m以下
- 表示面積の1/4を超えて彩度8を超える色彩を使用しないこと。
- 蛍光、発光若しくは反射を伴う塗料又は材料をしようしないこと。
- ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用しないこと。
- 電光装置等を使用しないこと。
- 1事業所（店舗）等につき、設置場所は3カ所までとする。
- 1事業所（店舗）等につき、掲出物件ごとの設置枚数は2枚までとする。ただし、同一方向に並べて設置しないこと。

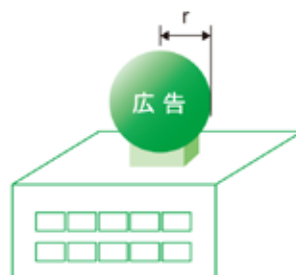
※別に、3以上の事業所等が集合して設置する場合の基準あり。

表示面積の算定例

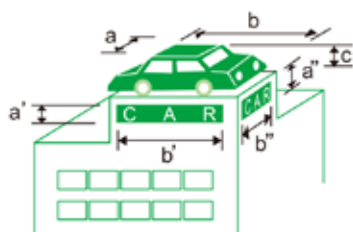
許可申請手数料は屋外広告物の表示面積により算定します。面積はできるだけ正確に算定する必要がありますが、複雑な形態の屋外広告物の場合は、全体を単純な幾何学形状（長方形、三角形、円形など）としてその面積を算定することになります。



$$S=2\pi rh \text{ (円柱)}$$



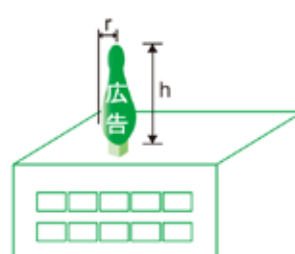
$$S=4\pi r^2 \text{ (球)}$$



$$S=2ac+2bc \text{ (広告塔)}$$

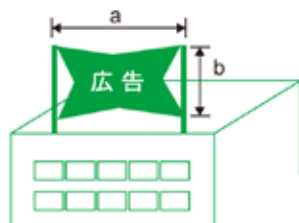
$$S=a' b' \text{ (広告板)}$$

$$S=a'' b'' \text{ (広告板)}$$

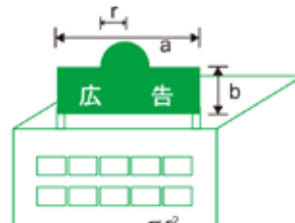


$$S=2\pi rh \text{ (広告塔)}$$

※造形物等で幾何学形状となっていないものは最大長を結び四角柱等とする。

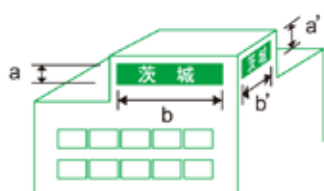


$$S=ab$$

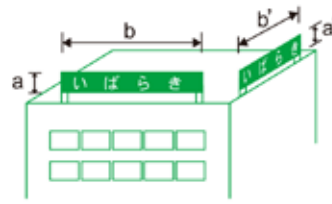


$$S=ab+\frac{\pi r^2}{2} \text{ (広告塔)}$$

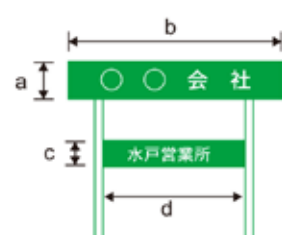
※変形の広告表示面積の算定は最大長を結ぶ長方形若しくは他の簡単な幾何学形状として算定する。



$$S1=ab \quad S2=a'b'$$

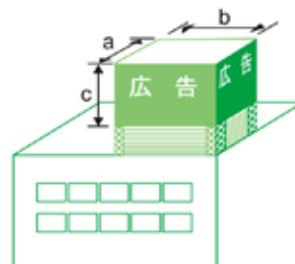


$$S1=ab \quad S2=a'b'$$



$$S=ab+cd$$

※独立した工作物については、その工作物の表示面の面積を合算する。



$$S=2ac+2bc \text{ (4面表示)}$$

ルーバー等の部分は面積に含まない

申請手数料

許可申請時に下記手数料を窓口にて現金で、または公金収納取扱金融機関にて納付書で納付してください。

屋外広告物の種類	単位	金額（円）	許可期間
はり紙	1 件につき50枚までごとに	300	1 月以内
はり札等	1 件につき10枚までごとに	500	1 月以内
広告旗	1 枚につき	350	1 年以内
樹木、工作物に立て掛ける立看板等			
照明を使用するとき	1 基につき	350	1 年以内
照明を使用しないとき	1 基につき	300	
独立して立てる立看板等			
照明を使用するとき	1 基につき	750	1 年以内
照明を使用しないとき	1 基につき	700	
アドバルーン	1 個につき	1,700	1 月以内
横断幕	1 枚につき	650	1 月以内
アーチ			
照明を使用する場合	1 基につき 3 ㎡までごとに	1,000	3 年以内
照明を使用しない場合	1 基につき 3 ㎡までごとに	900	
野立広告物			
照明を使用する場合	1 基につき 3 ㎡までごとに	1,100	3 年以内
照明を使用しない場合	1 基につき 3 ㎡までごとに	1,000	
建築物等利用広告物			
照明を使用する場合	3 ㎡までごとに	1,100	3 年以内
照明を使用しない場合	3 ㎡までごとに	1,000	
つり下げ看板	1 枚につき	450	1 年以内
広告幕	1 枚につき 3 ㎡までごとに	650	1 年以内
自動車に表示するもの（車体利用広告）	1 台につき	8,000	3 年以内
電柱及び街灯柱に表示するもの	1 件につき	300	1 年以内
消火栓の標識に表示するもの	1 件につき	300	1 年以内
バス停留所の標識に表示するもの			
照明を使用する場合	1 件につき	350	1 年以内
照明を使用しない場合	1 件につき	300	
電光装置 （電光ニュース・ビジュアルボード等）	3 ㎡までごとに	2,000	※

（注）この表の定める屋外広告物の種類に該当しない屋外広告物等は、最も類似した屋外広告物の種類を適用する。

※ 電光装置の許可期間については、添加する屋外広告物の許可期間とする。

許可申請の流れ

屋外広告物等（掲出物件を含む。）を設置する場合には、水戸市都市計画課に許可申請の手続きをしてください。



まずはご相談ください！！

屋外広告物等の掲出を考えている方は、大きさ・表示内容にかかわらず必ず設置計画の初期段階で一度ご相談ください。設置が可能な場所かどうかや規制の内容などを確認します。

事前協議

屋外広告物等の概要が決まったら、事前協議をお願いします。事前協議には、**設置場所がわかる図面、屋外広告物の意匠・構造がわかる図面**などをお持ちください。

他法令の許可等

他法令の許可等が必要となる場合があります（「その他手続き」の項参照）。確認の上、必要があれば許可を受けてください。

現地調査

担当職員が現地に出向き、屋外広告物等の設置が条例上問題ないか、地域の環境に調和しているかなどを確認いたします。

※現地調査の結果、地域環境との調和に配慮するよう計画を見直していただくこともあります。



申請手数料の算定

担当職員より申請手数料をお伝えします。

申請者が行うもの

行政が行うもの

許可申請（表示しようとする日の30日前までに）

申請書及び添付書類各2部に申請手数料を添えて提出してください。

審査

申請書や図面に不備がないかなどを審査します。

許可

許可書及び許可証票を交付します。

屋外広告物等の設置

許可証票を見やすい箇所に貼付けてください。

許可期間

継続して表示する場合
許可期間満了の2週間前までに



許可申請（継続）
必要書類を添付し提出してください。

継続して表示しない場合

除却
屋外広告物等を撤去し、『除却届』を提出してください。

許可期間 満了

都市景観重点地区（p.5 参照）で屋外広告物の表示をする場合は、許可を受ける前に、水戸市都市景観条例に基づく届出をしてください。

添付図面作成例

屋外広告物を表示する場合には、屋外広告物表示等許可申請書（様式第1号）と下記の添付書類を2部提出してください。

【共通事項】

縮尺は問いませんが、A3又はA4にて図面を作成してください。

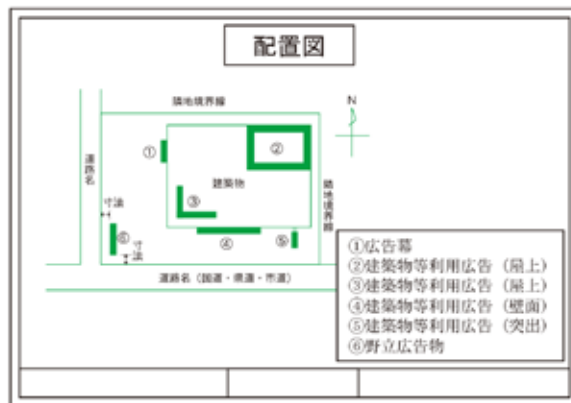
【位置図】

屋外広告物を設置する敷地の場所がわかる図面を作成してください。



【配置図（平面図）】

敷地内のどこに屋外広告物を設置するかわかる図面を作成してください。

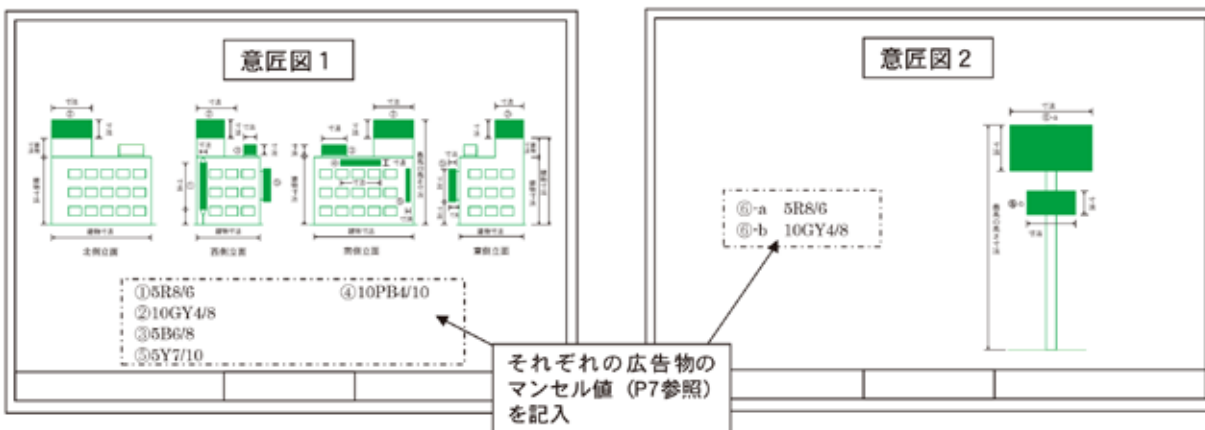


【現況写真】

屋外広告物を設置する場所及び周囲の状況がわかる写真を台紙等に貼付してください。

【表示面積、色彩及び意匠を明らかにした図面】

屋外広告物の寸法、建築物利用広告物の場合は建物の寸法、色彩及び意匠がわかる図面を作成してください。



【管理者要件を証する書面の写し】

管理者要件（P18参照）を証する書面の写しを添付してください。



【その他条例に適合することを確認するための書類】

必要に応じて、屋外広告物の構造のわかる図面などの添付をお願いすることがあります。

その他の手続き

屋外広告物の許可申請手続きと併せて、他法令の許可が必要な場合があります。

(1) 他人の土地や建物などに表示する場合

個人や会社などの所有物、公共の施設などに屋外広告物を表示する場合には、あらかじめ、その土地・物件の所有者や管理者などの同意を得る必要があります。

(2) 他法令による手続きが必要な場合

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| ・屋外広告物の高さが4mを超える場合 | 工作物の確認申請（建築基準法） |
| ・屋外広告物を道路上に表示する場合 | 道路占用の許可（道路法）
道路使用の許可（道路交通法） |

その他にも、農地法、自然公園法、都市緑地法などにより許可等が必要な場合がありますので、それぞれ確認してください。

窓ガラスの裏面等の開口部を利用した広告物の掲出については、建物の内側（室内）に表示されているため、屋外広告物に該当せず、手続きは不要です。

しかしながら、まちなみに与える影響は屋外広告物と同等であるため、掲出する際は、サイズや使用する色数を抑える等、景観上の配慮をお願いします。

屋外広告物を表示する者の義務

- (1) 許可の表示 許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際に交付される証票をはり付けるか、許可の押印等を受ける必要があります。（条例第19条）
- (2) 管理義務 設置した屋外広告物は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。（条例第22条）
- (3) 管理者の設置 許可を受けて屋外広告物を表示する者は、資格を有する管理者を置かなければなりません。ただし、はり紙、はり札、アドバルーン、横断幕については、不要です。（条例第23条）

【管理者の資格要件】

- ・水戸市の屋外広告業の登録を受けた者
- ・登録試験機関による、広告物等の表示に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ・都道府県、指定都市、中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者
- ・広告物美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持する者

など

- (4) 除却義務 屋外広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、または、許可が取り消されたときは、その屋外広告物を直ちに取り除かなければなりません。また屋外広告物を取り除いたときは、その旨を市長に届け出なければなりません。（条例第24条）

屋外広告業の登録

水戸市内で屋外広告業を営もうとする場合には、水戸市の登録（茨城県の登録を受けている者にあつては、**特例届出によるみなし登録**）が必要になります。

また、水戸市内で屋外広告物を設置しようとする場合には、水戸市の登録を受けた業者に依頼しなければなりません。登録業者については、都市計画課の窓口にて確認することができます。

登録の手続き

- ・申請書の提出部数は1部（提出書類の返却は不可）ですが、受付印を押印した控えが必要な場合は2部提出してください。
- ・窓口へ持参又は郵送により提出してください。郵送による手続きを希望される場合には、担当者及び連絡先を明記のうえ、返信用封筒を同封してください。
- ・手数料の支払いについては、申請書の提出を確認後、納入通知書を発行します。水戸市指定金融機関にて納付してください。

	登録	特例届出によるみなし登録
必要書類	・登録申請書（様式第14号） ・誓約書（様式第15号） ・略歴書（様式第16号） ・申請者と業務主任者の住民票の写し ・業務主任者の資格を証する書面の写し ※法人や未成年者が申請する場合は、別に必要書類があります。 詳細は水戸市のホームページを参照ください。	・特例屋外広告業届出書（様式第30号） ・茨城県の登録を受けたことを証する書面の写し ・業務主任者の資格を証する書面の写し
手数料	10,000円	なし
有効期間	5年間	茨城県の登録の有効期間と同じ
登録後の送付書類	屋外広告業登録通知書	特例屋外広告業届出済通知書

屋外広告業者の義務

（1）標識の表示

屋外広告業者は、営業所ごとに標識（様式第27号又は様式第28号）を作成し、公衆の見やすい場所に掲示してください。

（2）帳簿の備付け

広告物の表示・設置の契約ごとに帳簿（様式第29号）を作成し、営業所ごとに備え置きしてください。

（3）業務主任者の選任

広告物に関する法令の遵守や広告物の表示・設置に関する安全確保などの業務の総括を行うものとして、営業所ごとに業務主任者を選任してください。

違反広告に対する措置

- | | |
|---------------|---|
| (1) 勧告 | 違反広告物の表示者又は管理者に対し、設置の停止・除却など必要な措置を執るべきことを勧告できます。(条例第25条) |
| (2) 公表 | 正当な理由なく(1)の勧告に従わない場合には、その旨を公表できます。(条例第26条) |
| (3) 除却命令 | (2)により公表したにもかかわらず勧告による措置を執らない場合には命令できます。(条例第27条) |
| (4) 違反である旨の表示 | (3)の除却命令に従わない違反広告物に対して、条例に違反する旨の表示(違反指示書の貼付)をすることができます。 |
| (5) 簡易除却 | 違反広告物のうち、「はり紙」「はり札」「広告旗」「立看板」については、市長は自ら除却するなどの簡易的な除却措置が認められています。(屋外広告物法第7条第4項) また、広告物を除却した場合には、そのつど告示を行っています。除却広告物の返還を希望される方は都市計画課までご連絡ください。 |
| (6) 立入検査 | 市長は、条例施行上必要な限度において、広告主や屋外広告物の管理者から資料等の提出を求め、また広告物のある土地、建物に立ち入り、当該屋外広告物を検査することができます。(条例第37条) |

罰則

屋外広告物条例に違反した場合には、罰金刑(100万円以下)に処せられることがあります。

(条例第41条)

- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき
- 屋外広告物を設置するときに、許可を受けなかった場合
- 屋外広告物の変更・改造をするときに、許可を受けなかった場合
- 屋外広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
- 除却命令に従わなかったとき
- 報告若しくは資料の提出や立入検査を拒んだり、虚偽の報告等をした場合
- 登録を受けないで屋外広告業を営んだ場合
- 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合
- 営業の停止命令に違反した場合
- 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- 業務主任者を選任せずに屋外広告業を営んだ場合



ご相談
お問合せは

水戸市都市計画部都市計画課

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

Tel 029-224-1111

屋外広告物については、この『てびき』の他にもいろいろな規定がありますので、
屋外広告物等を表示しようとする方は、お気軽にご相談ください。

(R6.6)